

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) に関するお知らせ

コピッドナインティーン

vol.23



※掲載している情報は10月14日現在の情報です。最新の情報は市ホームページや問い合わせ先で確認してください。

ワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン接種

○ワクチン接種対策室 ☎0854-40-1043

国の計画に基づき、10月から新型コロナワクチンのオミクロン株対応2価ワクチン接種を行っています。

1 接種の目的

重症化予防および短期間ではあるものの感染予防および発症予防（従来ワクチンを上回る効果）

2 対象者

初回接種または追加接種から一定の接種間隔（5カ月*）を経過した12歳以上の方

*国において期間の短縮（3カ月）を検討されています。

3 接種の概要

①接種間隔 初回接種または追加接種から一定の接種間隔（5カ月）経過後

初回接種または追加接種をした月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月
令和4年4月以前	○ 接種券	○	○	○	○	○
5月	×	○ 接種券	○	○	○	○
6月	×	×	○ 接種券	○	○	○
7月	×	×	×	○ 接種券	○	○
8月	×	×	×	×	○ 接種券	○
9月	×	×	×	×	×	○ 接種券

※「○」は接種可、「×」は接種不可、「接種券」は接種券の順次発送を表しています。

②接種回数 1回

③接種費用 無料（国負担）

④接種期間 令和5年3月末（国の定める計画期限）まで

4 接種券

（1）3回目または4回目の追加接種の未使用の接種券をお持ちの場合

⇒そのまま使用できます（紛失した方は再発行の手続きが必要です）。

（2）上記以外の方

⇒「①接種間隔」の表のとおり、一定の接種間隔（5カ月）を経過した後に市から順次郵送します（間違い接種防止のため、接種間隔経過後に郵送するようにしています）。

5 接種までの流れ

①初回接種または追加接種から一定の接種間隔（5カ月）を経過した12歳以上の方へ、市から接種券を郵送します。

②同封の案内を確認し、接種を希望される場合は接種を予約します。

③予約日に接種を受けます。

6 接種場所等

接種場所、接種日、使用ワクチンは次のとおりです。

国のワクチン供給や医療機関の体制変更などにより、急きょ変更することがあります。

(1) 集団接種および集団接種に準ずる会場（予定）

会 場	接 種 日	使用ワクチン
①雲南市立病院第三駐車場特設会場	火、金、土曜日	2 倍ファイザー、2 倍モデルナ
②平成記念病院	水、金または木、土曜日	2 倍ファイザー
③掛合診療所 ※12月下旬から（予定）	火、水曜日	2 倍ファイザー

(2) 個別接種（ワクチン供給量の影響により10月は実施しない予定）

市内医療機関の一部（かかりつけの医療機関に確認してください）

7 接種の予約方法

集団接種

★予約開始日などは電話がつながりにくくなり、窓口が混雑しますので、ネット予約の検討をお願いします。

★毎週月曜日午前は、予約システムのメンテナンスのため、いずれの方法でも予約をすることができません。

(1) 市特設サイトでのインターネット予約

インターネットに接続できるパソコン等で、市ホームページにアクセスし、予約の手続きをしてください。

(2) 雲南市ワクチン接種センターでの電話予約

電話 050-3819-6533（日曜・祝日を除く8時30分～17時15分）

(3) 「うんなんワクチン予約お助け隊」の予約サポートによる予約

接種券に同封のチラシに記載されたメンバーのところへ、接種券をもってお尋ねください。

個別接種

かかりつけの医療機関へ確認してください。

※医療機関ごとに予約方法などが異なります。必ず医療機関の指示に従って予約し、接種を受けてください。

8 その他の

(1) 海外でワクチン接種をされた帰国者や、市外でワクチン接種をされた転入者については、市ではワクチン接種情報が把握できません。必ず市の窓口で手続きをしてください。

(2) 接種券を紛失された場合や、予診のみとなった場合は、窓口での再発行の手続きが必要です（電子メールでの手続きも可能です。詳しくは市ホームページで確認してください）。

(3) 次の接種は、雲南市立病院第三駐車場特設会場で月1回程度の接種機会を設けています（要予約）。

①初回接種（1回目、2回目） 第1、第4金曜日の午前

②小児接種（1回目、2回目、3回目） 第1、第4土曜日の午前

③乳幼児接種（1回目、2回目、3回目） 1～3回目を1セットとした指定する日

国民健康保険

後期高齢者医療保険

傷病手当金の支給について適用期間を延長します

市民生活課 ☎0854-40-1031

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のために就労することができず、給与などの支払いを受けられなかつた方に傷病手当金を支給しています。

適用期間を以下のとおり延長します。

適用期間 令和2年1月1日～令和4年12月31日

（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6ヶ月まで）

申請や詳細などについては市民生活課または各総合センター市民福祉課へ問い合わせください。